

お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

一般社団法人日本損害保険協会 法務・リスク管理部法務・コンプライアンスグループ

「独占禁止法コンプライアンス・セミナー」を開催

～ 独占禁止法に関する知識と意識の向上、コンプライアンスの徹底を図る ～

一般社団法人日本損害保険協会(会長：城田 宏明)は、10月17日(木)にオンラインで、会員会社を対象とした独占禁止法コンプライアンス・セミナーを開催しました。

当協会では、会員会社における独占禁止法遵守の徹底を目的として、2023年度から独占禁止法コンプライアンス・セミナーを定期開催することとしています。今年度のセミナーでは、独占禁止法を専門とし、公正取引委員会勤務経験を有する伊藤憲二弁護士(森・濱田松本法律事務所)を講師に招き、独占禁止法の基本や損害保険実務における留意点をご講演いただきました。

主催者を代表し、当協会コンプライアンス委員会・橋詰委員長(東京海上日動社・理事業務品質部長)から「社会における重要なインフラである損害保険サービスが信頼を得続けるためには、法令遵守はその土台となる要素である。損害保険業は独占禁止法リスクが高いにもかかわらずそのリスク認識が十分でなかったことが保険料調整行為の発生原因の一つであり、同じ過ちを繰り返さないための対策が急務である。セミナーの内容を実務で常に頭に置き、業務に生かしていただきたい」と挨拶し、コンプライアンスの徹底を促しました。

当日は、会員会社のコンプライアンス部門を中心に約120名がオンライン配信を視聴しました。参加者からは、「独占禁止法違反となる行為への理解が深まった。講演を踏まえ、違反防止に取り組みたい。」などの感想が寄せられました。講演動画は、会員会社の幅広い部門で視聴し、独占禁止法コンプライアンス推進に活用いただくため、会員会社向けにオンデマンド配信することとしています。

当協会では、会員会社において、独占禁止法遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営が徹底されるよう、引き続き、独占禁止法コンプライアンスに資する各種取組みを推進いたします。

【ご参考】

当協会では、2023年度からは、「保険料調整行為」の再発防止策として、独占禁止法コンプライアンス・セミナーを毎年定期開催することとしています。(※1)

(※1) 2023年12月15日付ニュースリリース「保険料調整行為」の再発防止策に関する損保協会の取組みについて
https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/231215_01.html